

◎新潟県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和元年9月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 退 任

監事 南魚沼市大里62番地1 小野塚 侑

退任年月日 令和元年9月9日